

浪江町健康関連施設整備検討委員会設置要綱をここに公布する。

平成 29 年 12 月 4 日

浪江町長 馬 場 有

浪江町告示第 133 号

浪江町健康関連施設整備検討委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、浪江町復興計画【第二次】（平成 29 年 3 月策定）」の実現に向け、介護施設、運動施設等の健康に関連する公共施設の配置計画等を策定することを目的とした、浪江町における健康関連施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 浪江町地域スポーツセンター及びマリンパークなみえ周辺を中心とした施設の整備等について検討する。
- (2) 新規に整備する施設等の必要性・妥当性を検討する。
- (3) 施設整備の工程等を検討する。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員 10 名程度で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 浪江町に住所を有する者
- (3) 福祉施設又は介護施設の運営等に関する知見を有する者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、町長が指名するものとし、副委員長は委員長の指名により決定するものとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に開催される委員会の会議は、第6条の規定に関わらず、町長が招集する。
- 3 この要綱は、平成30年3月31日限り、効力を失う。